

## 公益財団法人 大阪産業局 競争的資金等の不正使用に係る通報等要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「公益財団法人大阪産業局における競争的資金等取扱規則（以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、競争的資金等の不正使用に関する通報窓口の設置及び通報後の対応並びに通報者保護等について定め、もって財団の競争的資金等の適正な管理、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (通報等の定義)

第2条 この要綱において通報等とは、競争的資金等の不正使用に係る告発及び競争的資金等の執行に係る不正使用情報の通報等であり、財団が実施する競争的資金等の取扱いにおいて、法令及び財団の規程等に反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容及びこれに関する意見を規則第5条第1号に定める最高管理責任者に報告することをいう。

### (通報窓口の設置)

第3条 財団における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口を、財団内外に設置する。

2 財団は、通報窓口を設置することについて、ホームページ等の適切な方法で公表するものとする。

3 通報窓口は、統括室長とし、通報等は、電子メール、FAX、郵便、面談、電話及びその他適宜の方法で行うことができるものとする。

4 通報窓口への通報等においては、原則として次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 通報等を行う者（以下「通報者」という。）の氏名等
- (2) 不正を行った疑いがある者（以下「被通報者」という。）の氏名等
- (3) 不正の態様及び内容
- (4) 通報者については、氏名その他通報をした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無
- (5) 不正を裏付ける証拠又は調査の参考となる資料の提示

### (通報等の対象範囲)

第4条 通報等の対象範囲は、財団において競争的資金等の不正使用を行っている又は行おうとしていることを通報することとする。

### (通報等の取扱い)

第5条 通報窓口の利用に際しては、通報者の所属・氏名等の不開示、プライバシー・名誉その他人権の保護に努めるものとする。また、匿名通報は、原則として受け付けないことと

し、以下のとおり通報者に明示するものとする。

- (1) 通報者の氏名等の情報は、調査関係者等必要最小限の者以外には知られないよう細心の注意をすること。
- (2) 通報者の氏名等は、希望があれば通報窓口担当者のみにも留められ、氏名等を匿名とすることができること。

#### (通報者の保護と不利益な扱いの禁止)

第6条 通報者は、通報の行為及び通報に基づく調査等への協力を理由に、次の各号に掲げる不利益な扱いを受けないものとする。

- (1) 通報したことを理由とする解雇、降格、減給その他不利益扱い
- (2) 通報したことを理由とする出向契約、派遣契約、請負契約等の解除
- (3) 通報したことを理由とする出向契約、派遣契約、請負契約等に係る従事者の交代を求めること、その他の不利益扱い

2 通報者は、不利益な扱いを受けた場合、規則第5条第2号に規定する統括管理責任者に申立てをすることができる。

3 統括管理責任者は、前項の申立てが事実と認められた時は、不利益な取扱いをした者及びその取扱いに対し適切な措置をとるよう、最高管理責任者に具申することができる。

#### (被通報者等への配慮)

第7条 通報等により、その対応にあたるすべての者は、被通報者又は当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

#### (通報等の処理)

第8条 統括室長は、通報等を受理した場合、通報受理記録(様式1)を作成し、すみやかに統括管理責任者へ報告するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の通報等があった場合には、その内容を最高管理責任者へ報告するものとする。

3 最高管理責任者は、通報等の内容の検証を行ったうえで、調査の要否を判断するものとする。

#### (通報内容の処理の報告)

第9条 統括管理責任者は、通報者に対し、以下の処理段階において随時、書面等により進捗状況を通知するものとする。

- (1) 前条第3項により、調査の要否を決定したとき
- (2) 競争的資金等の不正使用に係る調査委員会要綱第7条の決議の報告を受けたとき。
- (3) その他、通報者から当該通報等事項の対応状況について照会があった場合で、かつ調査

活動に支障がないと判断されるとき

2 前項において、第5条第2号の規定により氏名等を匿名とすることを希望した通報者に対する通知については、統括室長を経由して行うものとする。

(守秘義務)

第10条 通報等の対応にあたるすべての者は、不正使用の通報等内容に関する事項について知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(通報努力)

第11条 職員等は、競争的資金等の不正使用等が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、通報窓口に通報等を行うことにより、当該違反行為等の是正及び防止に努めるものとする。

(職員等への周知)

第12条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用の防止のより一層の推進を図るために必要な範囲内で、通報の概要及びこれに対して講じられた是正策や改善策の概要等を職員等に周知するものとする。

(庶務担当)

第13条 通報窓口の運用及び通報等に関する庶務は、統括室が行う。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。